

令和5年度宮城県青少年問題協議会

日時：令和5年11月1日（水）
午前10時から正午まで
場所：行政庁舎9階 第一会議室

令和5年度青少年問題協議会 会議録

日 時：令和5年11月1日（水）午前10時～正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席者：市瀬智紀委員、舘田あゆみ委員、羽田さゆり委員、尾坪博史委員、藤石伸子委員、秋田敦子委員、齋藤辰治委員、渡辺能久委員、伊藤由美子委員、星恭典委員、佐々木均委員、佐藤靖彦委員代理（佐藤副教育長）、山田代幸委員代理（熊谷少年課長）

欠席委員：伊藤宣子委員、小幡佳緒里委員、高田美和子委員、志賀慎治委員

関係課室：11課中11課出席

傍聴者：1人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 長谷川副参事兼総括課長補佐

2 挨拶

挨拶：佐々木均環境生活部長

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長の選出

(2) 令和4年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

(3) その他

挨拶

佐々木部長

宮城県環境生活部長の佐々木でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より県の青少年行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本協議会は、青少年の健全育成等に関する総合的施策の検討に必要な事項について、関係者の皆様に御審議いただくことを目的に、昭和28年に設置されました。

本日は、委員改選後1回目の開催ということで、会長の選出を行った後、令和3年度からスタートしました「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）」の第3次計画に基づき実施した施策について報告し、御意見を伺うこととしております。

現在の青少年の抱える問題は、児童虐待や不登校、ひきこもり、貧困など、様々な問題が、複雑に絡み合い、深刻化しており、早急な対応が求められているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に5類感染症に移行したものの、コロナ禍による子ども・若者の孤独・孤立などの問題が今後、子ども・若者の成長にどのような影響を及ぼすか中長期的に注視していく必要があると考えております。

県といたしましても、子ども・若者の様々な課題に対して関係機関と連携・協働しながら、引き続き適切な支援にしっかり取り組んでまいります。

委員の皆さまには、本日の議題に対しまして忌憚のない御意見や御提案などをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、この会議が、有意義な場となることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

司 会

委員の皆様との互選により会長の選出をお願いいたしたいと存じます。会長選出までの間、佐々木部長が進行役を務めさせていただきます。

(1) 会長の選任について

佐々木部長

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきます。

「(1) 会長の選任について」でございますが、会長については、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、委員の互選に基づき、知事が任命するとの規定になっております。どなたか、会長として推薦する方がいらっしゃればお願いいたします。

館田委員

事務局案があればそれを御提案いただければと思います。

佐々木部長

ただ今、館田委員から事務局案の提示についてお声がありましたが皆様よろしいでしょうか。それでは事務局からお願いします。

事務局

事務局案として、市瀬智紀委員に会長をお願いしたいと思います。

佐々木部長

ただ今事務局から、会長に市瀬委員をとという案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

佐々木部長

それでは、市瀬委員を会長に選出させていただきます。円滑な進行に御協力いただきありがとうございます。

市瀬委員におかれましては、会長席へ御移動願います。

ただ今選出された市瀬会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

市瀬会長

座ったままで恐縮ですが御挨拶させていただきます。70年という歴史のある会議において会長という役目を頂戴しまして大変恐縮でございます。本審議会は幅広い青少年の成長を支え多様な活動について審議する場であると承知しております。社会関係資本、ソーシャルキャピタルという言葉がありますけど、子ども・青少年がコミュニティや社会の中で育っていくと、そのようなことがすでに100年以上も前から提唱されております。地域社会やコミュニティと関わることで青少年の自己肯定感、それから自己効力感も高まるということを様々なところからお話を頂戴しているところです。ぜひ宮城県、各地域で多様な事業を展開されている皆さま、現場で御尽力されている皆様のお知恵をお借りして、よりよいものになっていけば良いと思いますので、今後の審議におきまして御支援、御協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じますが、宮城県青少年問題協議会条例第4条の規定により、会長代理をあらかじめ会長が指名することとされておりますので、市瀬会長から会長代理の御指名を頂戴したいと存じます。市瀬会長、お願いいたします。

市瀬会長

それでは、会長代理につきましては、県環境生活部長の佐々木委員をお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

司会

ただ今より議事を進めていくところではありますが、環境生活部長の佐々木につきましては、公務のためここで退席させていただきますので、御了承ください。

(2) 令和4年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

市瀬会長

それでは議事を進めたいと思います。

(2) 「令和4年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」については、令和3年度から施行された「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次）」）に基づいた施策の報告となります。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の共同参画社会推進課の赤間でございます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料1-1「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））の概要」を御覧ください。

上段の中ほど、「位置づけ」を御覧ください。この計画は、「青少年健全育成条例」に規定する青少年の健全な育成のための基本計画として策定しております。また、国の「子ども・若者育成支援推進法」に規定する都道府県の「子ども・若者計画」として位置づけられております。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。位置づけの下の欄の対象ですが、この計画は、0歳から30歳未満までを対象としており、施策によっては、40歳未満まで対象になっています。

次に、左下の2つ目の「計画の基本理念」の欄を御覧ください。計画の基本理念は、「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」とし、理念に基づき、「4つの基本的方向」を定めております。4つの基本的方向は、「7つの基本施策」、「11の取組」で構成されており、基本的方向ごとに力を入れる「4つの重点項目」を設け、各種施策を実施しております。

続いて、資料1-2を御覧ください。本計画について、先ほど資料1-1で御説明いたしました施策体系に基づき、こちらに記載のとおり関連事業を整理しております。関連事業のうち主な施策の実施状況については、この後資料1-3で御説明させていただきます。

それでは、資料1-3を御覧ください。

この報告書は、「青少年健全育成条例」第13条の規定により、県が毎年度、実施した施策の内容をとりまとめ、報告書として作成・公表するものであり、掲載内容は、参考資料としてお配りしております青色の冊子「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次）」）をもとに、令和4年度における主な施策の実施状況や主要指標の達成状況などを掲載しております。

また、その公表にあたっては、本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で、行うこととしております。

まず、26ページを御覧ください。本計画の主要指標について一覧としてまとめたものになります。指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定期間の進捗を図るものとして、第3次計画を策定した際に、設定しております。

一覧表では、令和3年度と令和4年度の実績、令和7年度の目標値と令和4年度における達成率を記載しております。

主要指標として定めた21の指標のうち、12指標が前年度と比較して上昇しております。基本的方向1「すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」の項目については、前年度と比較すると低下している指標もありますが、全体的に令和7年度の目標値に近い、高い数値を維持しております。

一方、基本的方向3「子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」の項目については、指標14「インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」など件数が大きく増加している指標もあるものの、令和7年度の目標値を大きく下回っている指標もあり、引き続き子ども・若者の健全な育成のため社会環境の整備に取り組む必要があります。

個別の指標については、これから御説明いたします基本施策ごとに、改めて御説明させていただきます。

なお、主要指標の個別の詳しい状況については、27ページから39ページに番号順にそれぞれ掲載しております。

それでは、資料1-3の4ページを御覧ください。

はじめに「Ⅱ 青少年の現状及び主な施策の実施状況について」、「1 基本的方向1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する」、「(1) 基本施策1 心と体の健やかな育成支援」について、現状から説明します。

本県の30歳未満の子ども・若者の人口ですが、令和4年10月1日現在で約60万人となっており、図表1のとおり県の総人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少している状況です。

次に、本県の外国人児童生徒数は、図表2のとおり、令和4年度は、前年度と比較して中学校では増加していますが、小学校、高等学校では減少しています。

5ページ、本県の小学6年生の朝食欠食率については、図表3のとおり、前年度と比較して上昇しており、令和4年度は全国値を上回る結果となっております。

図表4「日本や住んでいる地域のことについて、外国の人に知ってもらいたいと思うと答えた児童の割合」、6ページの「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思うと答えた児童生徒の割合」については、令和2年度は全国調査が実施されておらず、また、令和3年度及び令和4年度の調査においては本項目が質問項目となっていなかったため、計画に掲載しております令和元年度の結果をそのまま掲載しております。

次に、「基本施策1 心と体の健やかな育成支援」における「主な施策の実施状況」について説明します。

6ページの下欄にあります、「主な施策の実施状況」を御覧ください。

左から指標番号、関連事業名、事業内容、令和4年度実績、主管課・室等の順に記載しておりますが、この中から抜粋して御説明させていただきます。

まず、指標1「基本的生活習慣定着促進事業」についてです。ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）に賛同する団体や企業等と連携し、基本的生活習慣の定着の大切さを呼びかけました。令和4年度は、リーフレットの制作・配布を行ったほか、様々なイベントや情報誌への掲載等を通して基本的生活習慣の定着の大切さやスマートフォンの適正な利用について周知を図りました。

続いて7ページを御覧ください。指標3「小中学校学力向上推進事業」についてですが、小学6年、中学3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習指導の改善・充実等に役立てることができるよう、調査問題についての解説や指導のポイントを動画で配信しました。また、学力向上研究指定校として小学校1校を指定し、教員の指導力向上のための実践研究の推進などを行いました。

基本施策1に関連する各種事業については、40ページの番号1から44ページの番号26までの事業を展開しております。

次に、基本施策1の主要指標の状況について御説明します。8ページを御覧ください。

5つの主要指標のうち、前年度を上回っている指標は2指標あり、このうち主要指標2「小中高生の1ヶ月間の平均読書冊数」については、小学校と中学校において令和7年度の目標値を上回っております。

一方、前年度を下回っている指標は3指標あり、このうち主要指標4「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値との差」については、新型コロナウイルス感染症の影響による体育活動や運動機会の減少のほか、スクリーンタイムや肥満児童の増加等の家庭での生活習慣も含めた様々な要因が影響していると考えられます。

令和4年度は教員を対象に、体力・運動能力向上に関する講習会を開催したほか、小学校を対象にWEB運動広場を開催し、運動機会の創出に向けたきっかけづくりに取り組みました。

次に「(2) 基本施策2 子ども・若者の社会参加機会の提供」について、まず現状を御説明します。

本県の「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒の割合」は、図表6のとおり、令和4年度は小学校6年生では全国の割合を下回っています。一方で、中学3年生の割合は、全国を上回っています。

次に、9ページ、図表7を御覧ください。本県の「将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合」は、小学6年生、中学3年生とも、全国の割合を上回っています。

続いて、図表8 完全失業率については全国の調査となりますが、15歳から24歳及び25歳から34歳で0.2%減少しましたが、35歳から44歳では0.1%増加しております。

10ページを御覧ください。「基本施策2」における主な施策の実施状況について、いくつか抜粋して御説明します。

指標7「高卒就職者援助事業」については、新規高校卒業者のうち、就職を希望する者に対して、宮城労働局・教育委員会等と連携して、就職面接会や企業説明会を開催しました。令和4年度は合同就職面接会を2回、合同企業説明会を5回開催しております。

指標8「ネクストリーダー養成塾事業」は、県内の中学生を対象に、知事や各界で活躍されている方々の講話、同世代の仲間たちとのグループワークなどを通して、将来の夢や目標について考えてもらうきっかけづくりとするとともに、次代のリーダーを育成するため実施しております。令和4年度は宿泊研修とオンライン研修を実施し、中学生60名が受講しました。

なお、基本施策2に関連する各種事業については、45ページの番号27から47ページの番号122までの事業を展開しております。

続いて、基本施策2の主要指標について御説明します。10ページ及び11ページを御覧ください。

基本施策2の3つの主要指標のうち、前年度を上回っているものは2指標あり、このうち「8 意見募集事業へのネクストリーダー卒業生の参加率」については、過年度の卒業生の参加の増加等により前年度を大きく上回っております。

指標7「新規高卒者の就職内定（決定）率」については、前年度の数値を下回ったものの、過去2番目に高い値となっており、関係機関と連携し引き続き高い内定率の維持を図っていく必要があります。

基本的方向1の説明は以上となります。

続きまして、12ページを御覧ください。

「基本的方向2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」、「(1)基本施策3 子ども・若者が抱える困難への総合的な支援」について現状を説明します。

子どもの貧困率については、全国の調査で3年ごとの数値のため、最新の数値は令和3年になります。

令和3年における子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は10.6%で、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べ、非常に高い水準となっています。

また、平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査によると、ひとり親世帯の世帯別年間収入の状況については、母子世帯は、200から300万円未満の割合が最も高く、父子世帯では、300から400万円未満及び600万円以上の割合が最も高くなっています。また、養育者世帯については、300から400万円未満の割合が最も高くなっています。

13ページ、図表11を御覧ください。児童虐待相談件数は、平成29年度以降、増加し続けています。また、図表12のひきこもりの相談件数についても近年増加傾向にあります。

14ページを御覧ください。令和4年度までの1,000人あたりの不登校児童生徒数の推移になります。小学校・中学校ともに、全国と比較して高い状況が続いています。

下の欄を御覧ください。令和4年度の石巻圏域子ども・若者総合相談センターに寄せられた相談のうち、3つ以上の重複課題を抱えている相談件数の割合は、68.6%となっております。令和3年度は重複課題の割合が54.1%であり、子ども・若者の抱える課題が複雑化している状況がうかがえます。

続いて、15ページを御覧ください。「基本施策3」の「主な施策の実施状況」について抜粋して御説明します。

指標10「いじめ対策・不登校支援推進事業」については、不登校児童生徒に対する学校の取組を支援するため、訪問指導員の派遣や在学青少年育成員の教育事務所への配置など、不登校児童生徒に対する多様な支援を実施しました。

指標11「みやぎの若者の職業的自立支援対策事業」では、若年無業者等が経済的・社会的に自立できるように、若者サポートステーションの運営支援などを行いました。

なお、基本施策3に関連する各種事業については、48ページの番号47から53ページの番号8

8までの事業を展開しております。

続きまして、基本施策3の主要指標について御説明します。16ページを御覧ください。

3つの指標のうち、指標10「不登校児童生徒のうち、学校内外遊びの場において支援を受けている児童生徒の割合」について、「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「不登校等児童生徒学び支援教室」の設置等により、小学校、中学校ともに前年度の数値を上回りました。

一方で、指標9「里親等委託率」については前年度を約7%下回っております。要因としては、発達障害など児童の抱える問題が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えていることなどが考えられます。今後は新規委託可能な里親を増やす取り組みとあわせて、複雑な問題等を抱える児童を委託できるよう、登録里親の育成等の取り組みを充実させる必要があります。

続きまして、16ページ「(2)基本施策4 子ども・若者の被害防止・保護」における現状について説明します。

本県の令和4年中の刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合は、7.0%となっており年々減少傾向にあります。

続いて、図表18、令和4年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、14,644件となっており、令和3年度より139件減少しました。

次に、17ページを御覧ください。図表17は、全国の状況になりますが、中学校の3年間におけるいじめの被害経験率や加害経験率はどちらも、6割を超えています。

続いて、令和4年の全薬物事犯の検挙人員は121人となっており、前年より減少しています。また、図表19、少年による薬物事犯の検挙人員も前年より減少しております。

次に、18ページを御覧ください。「基本施策4」の「主な施策の実施状況」について御説明します。

指標12「薬物乱用防止教室の開催」については、各警察署に配置された少年警察補導員を中心に、小・中・高等学校において児童・生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教室を開催しました。

続いて指標13「いじめ対策・不登校支援推進事業」については、いじめ根絶に向けたいじめ防止動画を募集し、優秀作品をテレビCM等で広く公開するなど、児童生徒によるいじめ防止に向けた主体的な取組等を行いました。

なお、基本施策4に関連する各種事業については、54ページの番号89から55ページの番号102までの事業を展開しております。

18ページ「基本施策4」の主要指標の状況を御覧ください。

指標12「小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率」については、新型コロナウイルスの流行時の集合型の行事の制限が一部緩和されたこともあり、各校種において開催率が上昇しております。

指標13「「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合」についても、前年度を上回っております。教職員が意図的に児童生徒と関わる様子を把握している学校の割合が小中学校ともに約9割と高く、学級担任等の教職員が児童生徒一人一人の様子に配慮していることがうかがえます。新型コロナウイルスの感染対策を取りつつ、行事等を再開する動きが加速する中で、児童生徒との関わりを多く持ったり、子どもたちの心の変化を丁寧に見取ろうとしたことから、これまで以上に子どもたちの人権を守ろうとする意識が高まったのではないかと推察されます。

基本的方向2の説明は以上となります。

それでは、資料1-3の19ページを御覧ください。

「3 基本的方向3 子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」、「(1)基本施策5 子ども・若者を取り巻く有害環境への対応」について現状から説明いたします。

こちらは全国の調査になりますが、インターネット利用者に占めるSNSを利用する人の割合については、年々増加傾向にあります。

また、図表21、SNSに起因する事犯の被害児童数は、こちらも全国の調査になりますが、令和4年は前年より減少しているものの、高い状況が続いています。

20ページを御覧ください。

「基本施策5」の「主な施策の実施状況」について抜粋して御説明します。

指標番号14「インターネットフォーラムの開催」については、青少年インターネット安全安心利

用フォーラムを開催するとともに、県内の全小学6年生を対象にスマートフォン等の適切な利用方法を学ぶ啓発パンフレットを配布するなど、青少年がインターネットのトラブルに巻き込まれないよう、取り組んでいるところです。

なお、基本施策5に関連する各種事業については、56ページの番号103から番号105までの事業を展開しております。

次に、基本施策5の主要指標の状況を御覧ください。

ここでは、2指標のうち、前年度を上回っているものは1指標でした。

指標14「インターネットの安全利用に関する講話実施件数とDVD貸出件数」については、講話依頼が増加したことや新型コロナウイルス感染症流行時に、DVD視聴による授業実施を行うことが増えたことによる貸出件数の増加によるものです。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながらも外部講師による講話依頼が増加傾向にあり、インターネット安全利用に関する講話依頼が増えております。

指標15「スマートフォン等の使用について家庭で約束したことを守っている」と答えた児童の割合については、前年度の数値は下回ったものの、82.1%と比較的高い水準を維持しています。今後は、生活習慣の乱れが、児童生徒の生活面だけでなく学習面等にも影響を及ぼすことを踏まえ、児童生徒や保護者に向け、スマートフォンの適切な使用について、きめ細かい継続的な指導に引き続き努めていく必要があります。

続きまして、21ページ「(2)基本施策6 子ども・若者を支えるネットワークづくり」について現状について御説明します。

令和4年度の本県における「今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒の割合」は、小学6年生・中学3年生ともに、全国の割合を上回っています。

「主な施策の実施状況」について、抜粋して御説明します。

指標16「地域型保育給付費負担金」では、保護者の就労等により保育を必要とする子どもに対して、小規模保育事業や家庭的保育事業等の提供を行いました。

22ページをお開きください。指標17「いじめ対策・不登校支援及び中途退学防止事業」については、高等学校で学ぶ意義や望ましい人間関係の構築などを推進するため、学校生活適応支援員の配置や自己有用感、他者の尊重、協働の大切さ、学びの必要性に気づかせる学習活動を研究開発し広げる取組等を行いました。

なお、基本施策6に関連する各種事業については、57ページの番号106から58ページの番号114までの事業を展開しております。

23ページの「基本施策6」の主要指標の状況を御覧ください。

ここでは、3指標とも前年度数値を上回っております。指標16「保育所等利用待機児童数」については、前年度から103人減少しました。保育所等整備交付金、安心こども基金等を活用した保育所整備を進め、保育の受け入れ枠の拡大が図られましたが、人口が集中する市町において依然として保育ニーズが高く、待機児童の解消には至っておりません。

一方、指標17「10日以上授業公開日を設定している学校の割合」については小中高校とも前年度の数値を上回っていますが令和7年度の目標値には達しておりません。新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、学習参観や学校行事等、公開日数を減らしているものと考えられます。地域に開かれた学校づくりに向け、今後は学校公開の実施形態等について、一層の工夫が必要となってきます。

基本的方向3の説明は以上となります。

それでは、24ページを御覧ください。

「4 基本的方向4 子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」、「(1)基本施策7 地域における多様な担い手・サポーターの養成支援」について現状から説明します。

全国の調査になりますが、図表23 NPO法人が抱える課題について、令和2年度は、人材の確保や教育が62.9%、収入源の多様化が45.5%、後継者の不足が44.3%、となっており、平成29年度より高くなっています。

続いて、基本施策7の「主な施策の実施状況」について抜粋して御説明します。

指標番号19「子ども・若者支援地域協議会」については、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関のネットワークづくり、強化を図りました。

指標番号20「青少年育成支援者養成事業」については、地域における青少年健全育成活動の充実を図るため、青少年育成推進指導員を187名委嘱し、県内5地区で「地域研修会」を開催したほか、各種研修会を開催し推進指導員の資質の向上に努めるとともに実行力及び指導力の強化を図りました。

なお、基本施策7に関連する各種事業については、59ページの番号115から番号121までの事業を展開しております。

25ページ、基本施策7の主要指標の状況を御覧ください。

3つの指標のうち、前年度より上昇したものは1指標あり、指標19「子ども・若者支援地域協議会実務担当者会議への参加機関数」は78機関と、前年度から6機関増加しました。前年度より市町村の参加が増えたことによる増加ですが、今後は参加機関に対するアンケートの結果等を参考に、協議会のより一層の充実を図ることにより参加機関数を増やすとともに、協議会内の連携促進や関係性強化を図っていく必要があります。

一方、指標20「青少年育成支援者養成事業参加率」の指標については、前年度の参加率を下回りました。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により研修への参加を見合わせたものと推察されます。今後は、市町村とも連携を図り、地域の実情に合った研修内容を検討していく必要があります。

私からの説明は以上となります。

市瀬会長

資料の取りまとめ、本当に御苦労様でした。コロナの時期にですね、一時期、数値としては低下したのもありますけれども、特に喫緊の課題解決が求められるような虐待の通報件数ですとか不登校の認知件数とか、そういったものが非常に大きくなってきていると、あるいは複合的な課題が非常に対応が難しくなってきていると、そういった報告が印象に残りました。それではですね、ここからは委員の皆様より御意見等を賜ればと考えておりますけど、まず今説明いただいた内容に関しまして、御質問等ございましたら是非遠慮なくどうぞよろしくお願ひいたします。

御意見出にくいようでしたら、私から少し表面的な質問で大変恐縮なんですけれども、統計の中で全国学力・学習状況調査を使われている統計が多くて、例えば、地域を愛する心ですとかの気持ちですとか、あるいは地域との関わりっていうデータにおいては、令和3年とか4年のデータが提示されているんですけれども、例えば1つありましたのは、外国人に対して、よく知ってもらいたいといったようなデータについては、令和元年度のデータになっているんですが、これは、私確認してこなかったんですけど、質問項目が削除されているということなんですか？この項目がないということなのかどうかと。時々質問項目を変えてきているものですから、それでデータが出ているのとは出ないと思うんですけど、すみません。表面的な内容からの質問になりますけれども、もしお分かりでしたらお答えいただければと思います。

事務局

確認したところ、令和5年度の調査項目には入っているようでございました。ただ、先ほども御説明させていただいたように、令和3年度と令和4年度については質問項目に入っていないという状況でございました。

市瀬会長

了解しました。委員の皆様ほかにはいかがでしょうか。

舘田委員

全体的な資料の理解の仕方なんですけど、資料1-3の3ページに体系図が載っております。これは大きな方向性として、この4つを目指して、取り組みをしていると、理解してよろしいでしょうか。この基本的方向の4つを実施していくことによって、この重点項目4つが満たされるような社会を目指しますという、イメージでよろしいでしょうか。

事務局

そのような体系になっております。

館田委員

ありがとうございます。今、伺った様々な実施事項の結果として、目指しているのはこの重点項目の4つということですね。個々の細かい施策と、これによって何がどうなるのかが、頭の中で結びつけるのが難しいです。一つ一つの内容はよくわかるのですが。

例えばイベントをやりました。チラシを配布しましたという一つ一つの施策が、その結果、どこにどんな影響があったのかが、資料としてわかりづらいと感じました。もちろん担当されている皆さんは大きな方向性を理解してそこを目指していると思いますが、実施しましたという報告だけではなくて、その結果、目標としている姿に対してこうなりました、という総括のようなものがあるとわかりやすいのかなと思いました。

市瀬会長

今の御意見は事務局の方で何かもしございましたら。なければ結構ですけれども。

事務局

資料の見方については担当のほうから説明した通りでございます。ただ今委員から御指摘ありましたように、数字とこの目標というところでも、必ずしも関係性が見えにくいという部分については、我々も承知しております。

なかなか取り組んでいる分野についてのいろんな複合的な要因がある中で、何か目標値を設けて取り組もうということで現在の計画になっておりますので、御指摘につきましては取り組む上では、意識して展開していきたいなというふうに思っております。

市瀬会長

ありがとうございます。指標と政策との間の関係性とか、乖離とかいったことに関しましては、今第3次計画ですけれども、今後、支援計画を立てていくときに十分に精査して、その関連性を関連付けながら政策を作っていくということになるのかなというふうに思います。では、御意見ありがとうございます。その他いかがでしょうか。個別の項目、あるいは図表に関する質問等でも構いませんので、どうぞよろしく願いいたします。では尾坪委員お願いします。

尾坪委員

PTA連合会の尾坪です。意見表明に関わるネクストリーダーの件、31ページに記載されているネクストリーダーの事業と、県の政策の意見を募集するという二段構えになっているかと思うのですが、ここの中でネクストリーダーに参加されている方、卒業生45名が意見募集に参加されている中で中学生の募集は60名だったと思うのですが、中学生対象のネクストリーダーがあった後の意見募集について、そこに参加していない中学生の方はどれくらいいらっしまったのかなという点と、募集した県政の内容を御紹介いただければと思います。あともう1点ありまして、15ページ指標10番いじめ対策不登校支援というところで、児童生徒に関する学校の取組を支援するっていうところがあるんですけども、先週学校関係の会議に出た際に、親御さんのケアっていうところもすごく重要かなと思っています。今回の会議はどうしても青少年育成っていうところの括りなので、そこはあまり入ってないのかなと思うんですけども不登校の親御さんというのは、非常に悩んでいる方も非常に多いということを伺いまして。義務教育課とか教育委員会ですと、どうしても今やるが多くて、その受け皿になるところというのは、他の課の方とかで賄えないかなとか、その親のケアとかそちらの方も考えていただきたいなと思います。以上です。

市瀬会長

尾坪委員、御意見、御質問ありがとうございます。そうしましたら、最初のネクストリーダーにつきましては、共同参画社会推進課の方でしょうか。そしてもう一つのいじめの方については義務教育課に情報があれば御提供いただきたいと思います。

事務局

青少年意見募集事業に関してまず御回答させていただきます。どのようなテーマでというお話があったかと思いますが、テーマにつきましては昨年度3つのテーマで意見を募集しておりました。1つ目がヤングケアラー支援について。2つ目が障害のある人もない人も共生する社会の実現に向け

た取り組みについて。3つ目がジェンダー平等の取り組み推進についてということで、3つのテーマで募集をしていました。

中学生40名のうちネクストリーダー養成塾卒塾生以外が何名いたかという御質問についてですが、中学生40名のうち38名がネクストリーダー養成塾からの卒塾生でして、それ以外の2名が一般的なインターネットなどを御覧いただいて、募集をしていただいた人数になります。意見募集事業への御質問については以上ということによろしいでしょうか。

市瀬会長

そうしましたらもう一件ですが、いじめ不登校対策支援事業について、学校支援のみならず、家庭に対する支援という御意見、御質問だったと思います。

義務教育課

子どもたちへの支援のみならず、親への支援というのは非常に重要だと考えているところで、現在、児童生徒支援ネットワーク会議を開催し、学校に登校していない児童生徒の保護者、支援者の情報交換会等を行って、フリースクール、民間団体・民間施設の皆様も一緒に情報交換を行っているところです。10月には仙台教育事務所管内で保護者の情報交換会を開かせていただきまして、その席には12名の保護者の方が参加されて、悩みであったり、どこにも相談できない、というようなことも情報交換することができました。そこでは民間の支援団体の方とのつながりができたりもしました。それから33市町村に、ケアハウスが設置されていますが、ケアハウスの方と情報を交換して、「ここだったら僕は勉強できる」とか、「うちの子は行かせることができる」というような意見を交換することができたという報告を受けているところでした。あわせて、教育支援センターの機能を持つケアハウスですが、こちらの情報交換会も充実させており、好事例の交換や保護者の状況の交換をしているようなところでございました。

市瀬会長

貴重な情報提供ありがとうございます。尾坪委員いかがでしょうか。

尾坪委員

ありがとうございます。

市瀬会長

それでは秋田委員。よろしく願いいたします。

秋田委員

先ほどの不登校の子たちの親御さんへの支援ってということで現場の声としてお伝えしたいと思います。親御さんたちがですね、やはりお子さんが学齢期の時にどうしても学校につなげられないで、先生から一生懸命誘われるけど、なかなか子どもが動かない。板挟みになってしまう親御さんがいらっしゃるわけですね。そして焦りもあるということで親御さん自身が今どうしていいかがもう分からないということで悩んでいらっしゃる方が多いです。そしてこちらの方の相談に児童の親御さんの支援ですのでいらっしゃるんですが、やはり一つの事例では学校に教室の放課後に子どもを連れて、お母さんが行かれるって言うことなんですね。先生と個別に授業したりということで、その際に担任の先生は一生懸命やってくさるけれど、放課後ですから、先生方が素通りされる。廊下で遊んでいたりと。ただ、こんにちがぐらいで素通りされる。この時の親の気持ちってどうだったんだろう。足を止めて立ち止まってほしい。そして、お母さんもこんにちが。頑張っているね。っていう声かけを一言でもあれば良かったけど、担任の先生だけが負担になっているんじゃないか。他の先生ももっと協力をして、それから学校をあげて、その子ども、親御さんにも何か声かけやら何かできるんじゃないかって。ここが親御さんにすると、どうしても自分が責められた感じがする。学校排除したっていう親の責任を問われている感じで、学校が近づくともどうしても息が苦しくなるっていう話もあります。このような事例っていうのは結構多いですね。というのでスクールカウンセラーやらスクールソーシャルワーカーの方も、各学校には配置されています。その方たちも一生懸命やろうとされている。そこで考えたのが、学校の先生とスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーが上手くいってるんだろうかっていうのもあります。先生方と。それから一人で一生懸命頑張ってるカウン

セラーの方で、ここに意思の疎通がなければ一緒に共同してやるとかですね。ここにきちんとやられてる学校はもちろんあると思いますが、まだまだ手薄な部分っていうところが、問題なんではないかな。それからたくさんこうやって政策を述べたりしながらですね。テキストは出来上がります。ただ、これをどのようにして現場で生かしていくかっていうところですね。ただ、これを読んで終わりではなくて、実際の事例を持って検討しながら、子どもさんの心、それから親御さんの心をきちんと捕まえて、丁寧に継続的に支援していく体制をしたらいいのかな。そして、それはお子さんにとったら、実際、私どもに中学校から来ていた生徒も、僕はどこどこ中学校の生徒なんだよ、言ってなかったけど。っていう話をしました。すごく大事な学校。行きたかったけど、行けなかったっていう言葉を残した子がおります。この気持ちを汲めば、やはり学校に来ないからではなくて、来なくても教室のどこどこ中学校の一員だとか小学校の一員っていうその気持ちを各先生がお持ちになっていれば、何か手立てができるのではないかなとかですね。そういう小さな声がけだとか、ちょっとしたアドバイスやら工夫がお子さんふっと先生がみんな僕のことを見てくれた。明日から行ってみようかなとかですね。思うんじゃないかな。やはり行っても何か自分は悪いことしたんだ。だから学校行かないと卒業できないわよって言われちゃったから。そのためにだけ顔を出すっていう場所が変わるんじゃないかなと思います。そういう意味で私どもは今、家族教室というのを持ったり、個別面談を持ったり、並行で父親勉強会とその中できちんと家庭が安定していくべきところに、少しずつ遅れますけれども中学校じゃない高校からスタートとかですね。そういうところをもう少し増やすことと、居場所だけを作ればいいわけではない。会議だけではなくて、実際に小さな子どもたちに何かプレゼントを残すような支援、親御さんを労うこと、そんなところができるような体制ができればいいなと思っております。以上です。

市瀬会長

秋田委員、御自身の御経験の中から貴重な御意見を賜りまして、本当にどうもありがとうございます。児童生徒にとりまして、学校からのアプローチは頻繁にあるけれども学校自体への帰属感がなかなか得られないでいると、そういうお話を頂戴したところです。今の話を無駄にしないために、もしよろしければ、義務教育課にお伺いしたいところなんですけれども、担任のみならず、学校全体で不登校になってしまった児童生徒さんについて情報共有する。スクールカウンセラーも含めてですけど、そのような方向性について、今どのような状況にあるのか、もし情報がありましたら、お教え頂ければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

義務教育課

御意見ありがとうございました。学級担任のみ一生懸命頑張るとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだけが頑張っているとか、やはりそれはいいことではなく、学校をあげて組織として対応していく必要があるところでございます。昨年の12月に生徒指導提要在改定されまして、生徒指導のあり方が見直されました。その中に発達支持的生徒指導といって、何かが起きてから対応する生徒指導ではなくて、普段何気ない子どもたちに対する声かけであったり、褒めて認めてあげることであったり、そのようなところを大切に、生徒指導として子どもたちを支援する、子どもたちの成長を後押ししていくというような生徒指導をしっかりとやっていきたいと思いますという内容で生徒指導提要在改訂されました。これにつきましては、現在すべての学校に対して行政として周知しているところで、しっかりと学校の方でやっていくように、また、子どもたちのみならず、親の方への支援もしっかりしていくべきだと思っているところでございます。

それから令和5年2月ですけれども、「学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」を策定させていただきまして、これを活用して子どもたちがどこにいても誰かとながっているところを大事に、様々なところで支援をしているところでございます。教育機会確保法が制定され、確実に学ぶ機会、支援できる機会を確実に確保しなければいけないと考えております。学校に登校することだけが最終目標ではなくて、将来的に社会で自立できる力をしっかりとつける。そのような場を提供する。場だけではなくて、それを人としてしっかりと支援できるような部分を大事にしていきたいと考え支援を続けているところでございます。よろしいでしょうか。

市瀬会長

貴重な情報提供ありがとうございました。秋田委員いかがでしょうか。

秋田委員

ありがとうございます。本当に日々、年々変わってきていると思います。居場所もですし、皆さんやっぱり興味を持たれることと、問題視をしているのでトータルで、やはり学校だけではなくて、家庭、それから子どもたちを取り巻くみんなが安心できる学校、それから地域ってところが今は目指して年々変化はありますが、それにも増してまた増えてくる不登校児童ってというのが、次から次へとたくさんの問題を抱えますけれども、実際はいろんな機関で頑張っているんだなということが本当にわかります。ありがとうございました。

市瀬会長

ありがとうございました。その時代とかね。世の中の変化が進んでいるというところもあると思います。その他、御意見いかがでしょうか。お願いします。藤石委員ですね。

藤石委員

藤石でございます。今の秋田委員のお話に付随することがあると思うんですけども、チャイルドラインの電話の中で小学生の男の子が学校でいじめにあっていてこのまま行ったら学校に行きたくなくなってしまうっていう内容だったんですが、最後にその子はスクールカウンセラーに相談してみたんだけど、スクールカウンセラーがいつ来るか分からないって言っていたんですね。自分の今いじめられている状況とかを親に話したくないから、親に聞きたくないって言っていたので、私たちは、宮城県の中の小学校にはそのスクールカウンセラーがいつ来るよっていうことは大きく掲示はしてないのかなとか、そこを疑問に思っていて、どうしてもそのスクールカウンセラーがきますよっていうお手紙は親御さんにはいくんですけども、子どもたちに実際に届いてないんじゃないかなって。特に低学年の子はまるでそういうことがわからないので、もし、可能であれば、学校の中で、教室の中で担任の先生の口からとか、あと学校の教室の中に掲示をするとか、スクールカウンセラーさんが来られる日を掲示してくれたら、もっともっとその不登校に行く前の子どもたちを助けてあげられるんじゃないかなと思いました。

市瀬会長

御意見ありがとうございます。そうしましたら、また義務教育課への御質問になってしまいますけれども、不定期に来られるスクールカウンセラーについてのアプローチが、子どもさんの側からはなかなか難しい側面があって、それをどう周知していくのかというそういう質問だと思いますけれども、もし情報がありましたらお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

義務教育課

ありがとうございます。スクールカウンセラーの案内については、現在、学校日より、学年日より、学級日よりで周知するほか学校ホームページに掲載している学校、校内掲示ということで、各学級に掲示している学校、保健室の前に掲示をしている学校、カウンセラーの相談室の前に掲示している学校等があるところ、それから担任からの呼びかけをしている学校もあると報告は来ているところです。なお、子どもたちにもカウンセラーが来ているということがしっかり分かるように各学校の方にも呼びかけをしていきたいと思っていますところでございます。

市瀬会長

その他もし御意見ございましたら、よろしく願いいたします。それでは時間が貴重ですので、私の方から教えていただきたいんですが、共同参画社会推進課の方にお伺いしたいんですけども、御説明いただきました主要指標の17番の子ども・若者支援地域協議会というのは、非常に有効な組織かなというふうに思いました。これが今78機関にまで増えているという御説明でした。この子ども・若者支援地域協議会というのは、組織的には青少年問題協議会を含めた担当課と組織構造としてはどのような構造で運営されていて、年間どのような頻度で実施されているものなのか、あるいはその地域格差を埋めるためにどのような働きかけをされているのかお教えいただければというふうに思います。

事務局

子ども・若者支援地域協議会についての御質問でございました。県では子ども・若者支援地域協議

会を全体で2つ設置しております。宮城県全体の子ども・若者支援地域協議会と石巻圏域の子ども・若者支援地域協議会という2つの協議会を設置しております。最初に申し上げました宮城県子ども・若者支援地域協議会につきまして現在53機関で構成されておまして、県の関係機関ですとか、仙台市の機関ですとか国の機関、あとは民間機関などで構成をされているものになります。県の子ども・若者支援地域協議会につきましては昨年度、代表者会議を1回開催したほか、新型コロナウイルスの影響もありまして、オンラインで実務担当者部会を1回開催したところでございます。2つ目の石巻圏域子ども・若者支援地域協議会につきましては62の機関で構成されておまして、県の関係機関や警察、石巻市、東松島市、女川町の保健福祉や教育などの担当課、社会福祉協議会や民間の支援機関などで構成されている組織になります。石巻圏域には子ども・若者総合相談センターを設置しておりますので、こちらとの連携というところも含めまして、協議会を開催しているところでございまして、令和4年度は全体会議として1回、あとは実務者の会議を2回開催しているところでございます。

市瀬会長

ありがとうございました。それではその他、御質問ございましたらお願いいたします。

羽田委員

東北学院大学の羽田と申します。質問というか、意見が2つございまして、まず1つ目ですけれども、障害児ですとか不登校児ですとか、カウンセラーさんとのつながりというものの必要性についてお話しいただいたのですが、お子様によっては医療にアクセスする必要がある子がいないかということなのですが、精神科医療全体が発病してもなかなか医療にアクセスしづらい、診察待ちが結構長いという話があったところですが、子どもの問題となると、さらに専門性が増すのか、1か月、2か月は確実に待つというような話を聞いたことがあります。こういった医療がボトルネックになって対応が遅れるということがあったりしないのかなってことが気になっていまして、もしそういった側面がありましたら、この点の改善に向けて何かできることはないかなということをおもっておりました。これが1点目ですね。

2点目ですが、子どもの社会参加という関係で、意見募集事業といったことをやっているということなのですが、そういったところに意見をよく出す子どもが身近におりまして、その子どもとしては意見を出して、その後、自分の意見が伝わって、なおかつ何かこう世の中が変わったかっていうのがあると、かなりやる気があがるのだけれども、ああハイハイで終わると、やっぱりダメだったのかなっていう気持ちになって、次やめようというのにつながってしまうってことを言っておりました。そういったこともありますので、子どもの意見を聞いたならそれを何かこう物事を変える力に残す。残しているよってことをその子どもに示すことができればいいなというふうに思いました。以上です。

市瀬会長

羽田委員より2つ御意見を頂戴いたしました。1つは、学習障害等と精神障害。それはカウンセリングと精神的な医療との関わりということなのですが、これをどちらの課にお伺いしたらよいかわかりませんので、ひとまず事務局にお尋ねさせていただきたいと思っております。

もう1点は様々な、児童生徒が社会変革を意図して意見をされるけれども、変革したという達成感が得られないのではないかと、そういう御意見を頂戴したところです。それではまず事務局の方にお伺いしてもよろしいでしょうか。

事務局

今の1点目の質問ですね。医療のアクセスの関係ですが事務局で回答を持ち合わせておりませんので、この点については庁内の関係各課に確認しまして、どういった対応ができるかについては後ほど御回答させていただきます。

(秋田委員挙手)

市瀬会長

秋田委員何かございますか。

秋田委員

待ち時間を待つっていうこと、医療につなげるってというのは難しいんですね。親御さんは早くつなげたいけれど、そこにお子さんがついていける年代と行きたくない人がいます。その中でどうしても検査とか色々見ていただくには、予約すると3か月待ちとかになるわけですね。その間を私たちが常にずっと親御さんと定期的に相談をしてですね、本当に落ち着いた状態でつなぐっていうところを担っているんですが、なかなかこう親御さんの焦り、それと子どもがそこに付いていくか。小さいお子さんなら行くけれども、その時に、果たしてそこできちんと判明できるかどうかっていうのもありますので、私たちがそのための2、3か月、親御さんを通して具体的に家庭での様子だとかですね。そんなところを聞きながら、多少見立てながら、その間の私たちの行ってきた関わり方を今度は相談、医療だったりっていうところに流して、そして今度はお医者様にとって言うように、待っている時間っていうのが無駄にならないように、その間を多少、私たちの部分で親御さんの相談をずっとこう受け入れるっていうことをしております。待つ間にもうちょっと心配事が増えてきたりすると色んなところに、親御さんが今度は医療機関に行くわけですよ。どこに行っても待たされてダメだったってなるので、やはり落ち着いて、待っていることができるようなところがあるといいかなと思います。

市瀬会長

現状どんなイメージが大変よくわかりました。ありがとうございます。それでは先ほどですね。基本施策の2に関するものですね。子どもに参加機会、意見を言う参加機会あるけれども、社会変革ができていくというそういう実感が持てるんじゃないかという御意見だったと思いますけれども、こちらの方はいかがでしょうか。

事務局

昨年度、意見募集事業ということで、意見を頂いた67人のうち、関係各課との意見交換会を11月に実施しております。資料1-3の10ページ、施策番号34番の、みやぎの青少年意見募集事業の令和4年度実績を御説明させていただいております。こちらで担当部局職員との意見交換会を実施しまして、14名の青少年の方が直接担当職員の方と意見を交換しました。今年度もこちらの事業を実施しております。12月1日まで意見を募集しております。その後、希望する方々との意見交換会を今年度も実施する予定でございますけれども、先ほどお話がありました、御自分の意見が施策にどのように反映されたかとか、あとはその社会変革を起こしたという実感が得られるような仕組みづくりというのはこれからどのような方法がよろしいのかというところで検討して対応してまいりたいと思います。

市瀬会長

どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。そのようなフィードバックが得られるような事業に展開していくのが望ましいということだと思いますので、貴重な御意見どうもありがとうございます。

そうしましたら、まだ少し時間がありますので、もしよろしければ、まだ御発言いただいてない皆様に少し御意見を賜ればというふうに思うんですけども、齋藤委員、いかがでしょうか。お気づきの点等あればよろしくお願いたします。

齋藤委員

市民会議の齋藤です。資料の24ページにある通り、石巻で色々な取り組みをされているが、やっぱり家庭関係でいろいろある場合もあるので、病院の先生とか地域の方のいろんな意見を出し合いながら対応しているような現実があります。また、青少年育成に関しても、毎回、研修会とか色々あるんですが、正直なところこの上にあるNPO法人が抱える課題と同じで、後継者不足とか人材の育成の確保というか、みんな私たちの市民会議下部組織、もう高齢化になりつつあって、この何年後、この組織はどうなるんだろうなってふと思ったりしているんですね。なのでそれをいかに若い人たちを吸い上げてこっちに協力してもらえるかなということ、私も地域のPTAの関係の人たちと交流をしながら、ぜひ我々市民会議の活動に協力してほしいということで、声がけをしているんですけど、なかなか今のPTAの関係の人たちも、仕事を持ちながら、学校のこともなんとかやりくりして、その中で何かっていうとなかなかそこに一步、協力ができない方も多くて、結局やれる人は毎回同じ人がやっているのが現実なのかなと今、感じている次第です。じゃあ、そういう意味で私もこれから何

年できるのかなと思いつつも、できる限りは頑張つてまいりますけど、とにかく若者をみんなで育みながら自分たちが住んでいる石巻を我々はよくしていくために、本当に色々な声かけがさっきの学校の先生もそうですけど、地域もしっかり各学校によって本当に環境も全然違うし、こういったPTA全部やりましたが、校長先生一人代わるだけで学校の雰囲気は全然変わる時もありました。それだけ「長の一念」っていうんですかね。組織の長のあり方っていうのは問われる時代なのかなって、私も感じています。そういう意味では、自分も身を引き締めていかななくちゃいけないのかなと思います。みんなとこうやって連携して、なんとか子どもたちの幸せのために。教育は子どもたちの幸せのためにあると私は思っていますので、そのためにやっぱり手を携えるところは携えていきたい。特に石巻の場合、なぜか学校、教育関係と我々は青少年健全育成ですけど、まだ別な組織なんですね。でも、やってることは子どもたちのことをやっているのに上手く連携ができない時があったりもあって、そういう意味で市の組織の中で改革的なところとか連携ももう少しスムーズにできたらいいのかなあと感じていました。

市瀬会長

御意見、御感想ありがとうございます。まさにNPOが抱える持続可能性の課題について、率直な御感想を拝聴したところです。また、学校のリーダーの校長先生の意識の改革といったところも非常に重要なポイントであるということをお伝えいただいたところだと思いました。どうもありがとうございます。そうしましたら、次は渡辺委員にお伺いしてもよろしいでしょうか。

渡辺委員

私の方からは1点質問させていただきたいと思います。青年期の方なんですけど、お金にも余裕が出て社会での経験もだんだん出てきている中で、心はまだまだ少年のままだったりする。まだ未熟な部分があるという青年の育成を見ますと世の中はやっぱり社会人というふうに見て、そのギャップの部分に苦しんでいる若い人たちがたくさんいるなというふうにも実感しております。その中で1点だけ質問をさせていただきたいんですが、17ページの薬物の検挙人数が出てくるんですけども、令和4年で合計人数が5人ということなんですけど、少年課の方にお聞きしたいのは、数字としてはこうなんですけども、実態的にはどのようになっているのかなというふうにも、教えていただきたいことがあります。なぜ質問したかと言いますと私の年代でもだいぶ薬物の話が学生時代ありまして、それがあれから2、30年経った今、5件というのがどうも少ないというか、実態はどうかかなというの、目を背けてはいけないのかなというふうにも思っていました。また、インターネットの普及によって、東京にいながらにして、仙台の若い人たちを操れる術というの、だいぶ出てきているみたいですので、この数字も含めて、実態の方を教えていただきたいと思います。

市瀬会長

貴重な御意見ありがとうございます。薬物認知件数減少しているように見えるけれども、実際のところはどうかという御質問を頂戴したところです。そうしましたら、そちらは保健体育安全課、薬務課、警察本部少年課の御担当になっておりますので、御意見、情報がございましたら御提供いただければというふうにも思います。

熊谷少年課長

少年課長の熊谷です。少年に関してなんですけど、数字は昨年5件ということで、今大麻ですね、やはり若者に流行っているような傾向で、個人とかクラブとかありますし、あるいはネットとかでもですね、数的にはコロナ禍の令和2年に一時期、随分増えたみたいですが、昨年度は5件ということで以前はシンナー遊びとかですね。そういった時代もありましたけれども、今あまりそういったシンナーなどではなくて、やはり大麻とか、そういったものに手を出す子どももおりますけども。やっぱりネットの普及とかそういうのはあると思います。大麻に対するこういった危険性があると、そういった認識がない。そういうことが多いのも調査ではわかっております。そういった意味で小学生から、中学生、高校生。小さい段階からですね、薬物乱用防止教室っていうことを行っております。あと、薬物関連ではオーバードーズって言って、薬ですね。これをいっぱい一気に飲みしちゃって。そういうので補導される子どもですね。以前にはなかったような新しい言葉ですけど、そういったものの注意喚起ですね。小学校、中学校、高校生の学校ですね。教養として色々なこういったことを教え込んでいくしかないんですね。様々な機会こういった麻薬、違法薬物、オーバードーズっていうか

薬物の多様性というのを中心にですね。今後も教養をしていくのが大切かなと思っております。以上です。

市瀬会長

薬物乱用、オーバードーズとも含めてですけれども、啓発ある教育の普及ということをもって抑止していくしかないのではないかという、そのような御意見を頂戴したところでございます。よろしいでしょうか。

次は伊藤委員本日御参加くださいませ、もし御意見ございましたらお願いいたします。

伊藤委員

本日はとても良いお話をたくさん聞かせていただき、ありがとうございます。資料をまとめられるのも大変だったと思います。この支援計画の中で現状の確認というところですが、不登校、児童虐待、引きこもりも相談件数増えているという記載がございます。そうだろうなと感じております。ただ虐待の相談件数が多いということが直接虐待されている子どもたちが多いということではないような気がします。現代社会の話題として虐待の話が多くなってくれば、近隣で見聞きする様子が虐待にあたるのかどうか心配になったというような方が相談することで件数が増えているというような背景があるような気がします。相談ケースが多いから、虐待児童の数が増えていて大変だというようなことでは必ずしもないと感じております。数字だけで現状は知りえないという意識を持つことも大切だと思います。

私が関わっている高校生たちは、自分の好きなことには一生懸命です。ただ、「よくないことは、よくない」とわかってもらえるように、導くことができれば、将来はよい大人に成長できるのではと思います。

また、現在関わっている障害児放課後デイサービスの現場での活動の中では、子どもさんとお母様やお父様の関係性がとても大切だと感じるがよくあります。子どもにとっては親や学校の先生以外の話を聞いてくれる大人がいるということがとても大事なのではないかと感じております。今日はありがとうございました。

市瀬会長

御意見、御感想ありがとうございます。大幅に認知件数が増加しているということは、意識の高まりを示しているという部分も非常に大きいかなというふうに思いますので、解決すべき課題が増えているという反面もあるかもしれませんが、この意識が高まるということは逆に、気をつけていかなければいけないという意識が高まっているということですので、それでよろしいのかなという側面もあるかなというふうに思います。

それではですね、星委員よろしいでしょうか。

星委員

私の方から資料の14ページに石巻圏域の子ども・若者総合相談センターに寄せられた相談ということで、多分当方のセンターも同じような相談は受けているような状況なんですけれども、その中で重複課題の割合がとても多いということで、例えばその中でどういう分類の相談がその中でも多いのかなということ参考までにもしわかればお聞かせいただきたいと思いますということと、あとはその課題の相談の解決のために、先ほども御質問あった子ども・若者支援地域協議会とか、その辺との連携というものもあるのではないかなとは思いますが、もしそういうことでうまく連携しているということがあれば、それも含めて教えていただければ、私どもでも参考になるかなと思います。よろしくお願いたします。

市瀬会長

御質問ありがとうございます。重複課題のどのような課題が重複したという中身と子ども・若者支援地域協議会協との連携があるのかなのかというような御質問を頂戴したところでしたので、共同参画社会推進課の事務局よりお答えいただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局

今御質問いただきました重複課題についてなんですけれども、我々の方の取りまとめとして、こちらの方に来ている数字として、何と何の重複かというところまで把握をしていなかったもので、こういった複数の課題を個人の方が持たれているかということについては、今お答えができないんですけれども、相談の内容として多いものとしては不登校ですとか、あとは家庭問題、ひきこもりや進路といったところが相談内容としては多いものになっておりましたので、こういった課題を複合的に抱えている子ども・若者が多いのではないかということで推察しております。あとは子ども・若者支援地域協議会との連携ということでしたけれども、石巻圏域の子ども・若者総合相談センターに寄せられた相談のうち、相談センターで対応できない事例に関しましては、協議会の構成機関などにつながりをして、支援をするということを行っております。手続きに同行したりといった伴走型の支援を行っているところです。あとは協議会の連携を深めるということでも代表者会議と実務者会議を開催しております。特に実務者会議の中では、それぞれのネットワークの強化を図るためにグループワークなどを開催いたしまして、お互いの業務内容を知るとか、課題の解決に向けてこういった取り組みができるかということに関して協議をするという場を設けておまして、そういったところで連携の強化を図っているところでございます。

市瀬会長

連携の方も進んできているということで、非常に重要な機能かなというふうに思いました。そうしましたら最後のお伺いになりますけれども、佐藤副教育長、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

佐藤副教育長

本日はどうもありがとうございます。質問というわけではないんですけれども、今日皆さんの話をお伺いしていて、我々教育関係、あるいは不登校について、御意見、御説明をいただきました。大変数も増えておってですね、深刻な方に受け止めております。県あるいは市町村と連携し、心のケアハウスという学校以外の居場所、学校内においても、学び支援教室ということで別室登校など、様々な手立てを報じているところではあるんですけれども、やはり民間のフリースクールであったりとか地域の皆様方と連携して対応していくことが必要なのかなというふうに考えてございます。

また、教育委員会の方で、教育振興基本計画という計画の見直し作業をやっておまして、その中で、子どもたちに直接のアンケート調査というのを実施しております。小学生、中学生、高校生を対象にやりましたところ、大変数多く御回答いただきまして、3万人ということで、全県の大体6人に1人ぐらいに御回答いただいたような格好になったんですけれども、そういったアンケート調査をしました。

その結果を見ますと、子どもたちですね、やっぱりその教育、学校に求めるものというもので非常に回答が多かったのが、よくわかる授業をしてほしいでありますとか楽しく運動ができるような授業をやってほしいというふうなお話をいただいております。そういったことを考えますと、まずやはり学校が楽しいものになること、魅力ある学校になることというのが基本なのかなというふうに思っているところでございます。そういった意味で発生する学校に来れない子たちへの対応とともに学校の魅力向上というものに引き続き取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

市瀬会長

貴重な情報提供ありがとうございます。子どもを対象にした児童生徒対象にした、アンケートの結果についても教えていただきます。そちらは公開されているものなんでしょうか。そうですか。では、ぜひ拝見させていただきたいと思えます。

皆様から御発言いただいたところなんですけれども、もし委員の皆様からその他何か、お話しになりたいことございましたらお願いいたします。

尾坪委員

基本的方向3の社会環境整備、インターネット関係なんですけれども、実施状況の中で、インターネットのフォーラムっていうところがありまして、参加者が29人っていうところだったんですが、これ年齢を教えてくださいたいのと、あと29人ではやり方を考えた方がいいんじゃないかなと思

ます。非常に大切な、インターネット関係ということの取り扱いは、非常に大切なものでもありますし、啓発活動っていうのはずっと続けていかなければならないかなと思っておりますので、この点から考えましても、これ前回もあったんですけども、DVDの貸し出し件数とかですね。指標の中で、これはどっちかという、YOUTUBEとかで流した方がいいのかなっていう、貸し出し件数っていうところが、今の指標の段階ではいいんですけども、これからもっと啓蒙活動をしていく中では、DVDを貸し出すっていうよりYOUTUBEとかで流っているような展開のほうが、学校の方でもやりやすいのかなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

市瀬会長

事務局の方でお答えいただければと思います。

事務局

インターネットフォーラムの開催の29人の内訳というところがございますけれども、人数の年齢内訳として持ち合わせている資料はないんですけども、大まかに警察関係や教育関係の方の参加が多く、大体30代から40代の方の参加が多かったという状況にあります。参加人数が少ないという御指摘ございましたけれども、今年度もこちらのフォーラムを開催する予定でございますので、色々開催方法ですとか、周知方法について工夫して参りたいと思っております。

その他のDVDの貸出ということについて、我々のやり方としましては、既存の大手の作成会社さんが作られたものを広く皆様に見ていただくというような手法をとっております。お話がありましたような手法ですね。インターネットを使ったというところは予算的にも時間的にも、有効ではあると思うんですが、そちらの関係で今実現はできておりません。どういった方法でそういう危険性を周知するのが一番いいかということについても、事務局としても検討して参りたいというふうに思っております。

事務局

今の件について補足させていただきたいんですけども、インターネットの安全安心利用に関する啓発動画ということでございますが、県のホームページの方にYOUTUBEとして公開している動画がございます。そちらの方を作成して掲載をさせていただいております。

市瀬会長

そうしますとYOUTUBEでも公開されているし、DVDも展開されているということですね。そろそろ時間になったんですけども、委員の皆様からその他何か追加で御意見等ございますでしょうか。もしないようでしたら、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局

会長には長時間議長を務めていただきました。ありがとうございました。それでは以上を持ちまして、令和5年度宮城県青少年問題協議会を閉会したいと思います。本日は大変ありがとうございました。